

超音波検査士資格更新者救済制度について

第35回検査士資格更新申請は（申請期間2024年12月1日～2025年2月10日消印有効）に間に合わず、検査士資格を喪失した方の救済制度です。救済のための更新手続き希望される方は、2025年8月1日～8月31日の間に下記の1あるいは2のいずれかで手続きを行ってください。

- 1 2025年1月31日の時点で、更新要件※を満たしていた方は「更新申請」を行ってください。9月以降開催の理事会承認後に、認定証を発行します。
- 2 2025年1月31日の時点で、更新要件※を満たしていなかった方は「猶予申請」を行ってください。9月以降開催の理事会承認後に猶予通知を発行します。さらに、2025年12月1日になりましたら、速やかに「更新手続き」を行っていただくこととなりますので、猶予通知の到着を待たず更新要件を満たすように、活動を開始し単位を取得してください。すでに「猶予申請」をされている方は、猶予申請はできません。

※更新要件とは・・・

- その1 超音波検査士の認定を受けてから5年間に、資格更新に必要な研修・業績単位を50単位以上取得していること（このうち、本学術集会又は本会地方会学術集会に出席することで得た単位が1つ以上含まれていなければならない）
- その2 超音波検査士の認定を受けてから5年間に、本会教育委員会主催の「必修講習」を1回受講していること。

超音波検査士資格更新者救済手続きについて

1 資格更新を希望する者（必要単位を満たしている場合）

「a 資格更新期限延長手数料」と「b 更新審査・認定料」の両方を支払うことで通常通り更新されたことを認定いたします。認定証は理事会承認後に交付します。

a 資格更新期限延長手数料 5,000円（うち消費税額455円）

b 「更新審査・認定料」は本会会員と検査学会会員で金額が異なります。

- 一 本会会員 5,000円（うち消費税額455円）
- 二 検査学会正会員（前号の者を除く） 8,000円（うち消費税額727円）

・猶予申請を希望する者（必要単位が不足している場合）

1年間の猶予期間を設けています。下記の「a 資格更新期限延長手数料」と「b 猶予手数料」の両方を支払うことで1年間の猶予期間を認めます。猶予通知は理事会承認後に郵送します。不足単位を取得した上、必ず今年度（2025年度）、資格更新を行ってください。

・提出書類

- ① 「検査士資格更新期限延長届け」（資格更新・猶予申請願）
- ② 「資格更新申請書類（あるいは猶予申請書類）」
- ③ 「a 資格更新期限延長手数料」 5,000円（うち消費税額455円）
- ④ 「b 猶予手数料」 5,000円（うち消費税額455円）

上記①②を記載の上、レターパックプラスもしくは簡易書留にて学会事務局へお送りください。

- ・ 受付期間 2025 年 8 月 1 日～2025 年 8 月 31 日(当日消印有効)
- ・ 振込み 「a 資格更新期限延長手数料」 5,000 円(うち消費税額 455 円)と希望する手続き(資格更新審査・認定料)の合計額をゆうちょ銀行に振り込む。「資格更新期限延長手数料」は更新、猶予どちらの場合も必要。

郵便局の場合

振込用紙は、郵便局に備え付けのものをご利用ください

【振込先】

口座番号：00130-8-93294

加入者名：公益社団法人日本超音波医学会

通 信 欄：（以下の情報をご記入ください）

1 検査士番号（RMS. No）

2 氏名

3 本会会員番号、検査学会会員番号(該当するもの)

4 「a 資格更新期限延長手数料」 5,000 円(うち消費税額 455 円)

5 「b 更新審査・認定料」 本会：5,000 円(うち消費税額 455 円)もしくは検査学会：8,000 円(うち消費税額 727 円)、あるいは猶予申請料 5,000 円（うち、消費税額 455 円）

6 合計金額 （上記 4 と 5 の合計額）上記①から⑥の事項を必ずご記入ください。

銀行の場合

【振込先】

銀行名：ゆうちょ銀行

支店名：〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）

当座預金口座番号：0093294

口座名義：公益社団法人日本超音波医学会

ご注意 銀行振込の場合、振込人名義を以下のように変更してお振込みください。

振込人名義、検査士番号、救済更新あるいは救済猶予

例）チョウオンパタロウ 〇〇〇、キュウサイコウシン or キュウサイユウヨ

振込金額について 下記の該当する欄の合計欄金額をお振込みください。（表内の金額は税込）

更新申請の場合	資格更新期限延長手数料	更新審査・認定料	合計
本会会員	5,000 円	5,000 円	10,000 円
検査学会正会員	5,000 円	8,000 円	13,000 円

猶予申請の場合	資格更新期限延長手数料	猶予手数料	合計
本会会員	5,000 円	5,000 円	10,000 円
検査学会正会員	5,000 円	5,000 円	10,000 円

- 【注意】 1、本会＝公益社団法人日本超音波医学会、検査学会＝一般社団法人日本超音波検査学会
（両方の会に在籍している者は本会会員の料金を選択してください）
- 【注意】 2、上記「〇〇円（うち、消費税額△△円）」とは、「〇〇円」のうち、消費税は「△△円」であることを表します。
「〇〇円」のみお振込みください。「△△円」は振り込まないでください。

超音波検査士資格更新者救済制度 検査士資格更新期限延長届け提出時のチェックリスト

提出書類：郵送する前に、自身で□にチェックして、同封して下さい。下記の「1」もしくは「2」のどちらかを行ってください。両方を行わないでください。

「2」を選んだ方は、今年の12月に必ず「更新手続き」を行ってください。この「更新手続き」の時、再度猶予申請はできません。

1	2025年1月31日の時点で、更新要件を満たしていた方 更新申請をする	
□	検査士資格更新期限延長届け（資格更新願）	
□	超音波検査士資格更新書（様式1の1）（様式1の2）・必要事項を記載して下さい。	
□	超音波資格更新申請研修・実績単位証明書（様式2）・参加証や必修講習受講修了証明書等を貼付して下さい。	
□	一般社団法人日本超音波検査学会発行「在籍証明書」※必要な場合 ※一般社団法人日本超音波検査学会会員にのみ在籍の方は必ず同封して下さい。 ※2020年5月1日以降に一般社団法人日本超音波検査学会から公益社団法人日本超音波医学会に入会された者は在籍期間が継続しているかの確認のため、「在籍証明書」を添付して下さい。	
□	資格更新審査・認定料、下記のいずれか該当する料金の振込 資格更新期限延長手数料及び更新審査・認定料の合計金額 本会会員 10,000 円（税込） 検査学会正会員 13,000 円（税込）	
2	2025年1月31日の時点で、更新要件を満たしていなかった方 猶予申請をする	
□	検査士資格更新期限延長届け（猶予申請願）	
□	超音波検査士資格更新猶予申請書・必要事項を記載して下さい。	
□	一般社団法人日本超音波検査学会発行「在籍証明書」※必要な場合 ※一般社団法人日本超音波検査学会会員にのみ在籍の方は必ず同封して下さい。 ※2020年5月1日以降に一般社団法人日本超音波検査学会から公益社団法人日本超音波医学会に入会された者は在籍期間が継続しているかの確認のため、「在籍証明書」を添付して下さい。	
□	資格更新期限延長手数料及び更新猶予手数料の合計金額 本会会員 検査学会正会員 共通 10,000 円（税込）	